

# 一斉臨時休業期間中の児童への自習室の提供について

伊佐市教育委員会

新型コロナウイルス感染症について、感染のさらなる拡大が心配されます。そこで、伊佐市内の市立学校においても、臨時休業を行うことになりました。この期間は、家庭で過ごすことを原則としていますが、受入れ先がなく、自宅で過ごすことができない児童について次のとおり臨時休業期間中の自習室を提供します。※令和2年3月4日時点

## 受入れ対象児童

小学校1年生から3年生の児童で、次の2つの条件を全て満たす者

- 1 保護者が、すべて就労しており、休暇がとれない。
- 2 家族や近隣等に見守る者がいない。

## 受入れ期間等

- 期間：令和2年3月5日（木曜日）～3月19日（木曜日）のうちの平日
- 時間：8時30分～15時（放課後児童クラブ等の始まる時間帯まで）

## 受入れ場所

- 該当児童が在籍している小学校の普通教室・特別教室等

## 注意事項

- 登下校は、保護者の責任とする。
- 各自で、必ず弁当・水筒を持参する。（給食はありません）
- 自習に必要な勉強道具等を各自準備する。
- 必要以外の物は持ち込まない。（ゲーム機や漫画など）
- 必ずマスクを着用する。
- 毎朝、必ず自宅で検温を行い、体温が37度以上ある場合や風邪の症状がある場合は、登校を控える。
- 欠席をする場合は、必ず学校へ連絡をする。また、学校からの緊急連絡に必ず対応できるようにしておく。

## 利用の手続き

- 令和2年3月4日（水曜日）16時までに、学校へ申込書（別紙）を提出する。
- ※ 3月5日以降の申し込みは、学校に相談してください。